

第2次
高畠町地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

2018年度～2030年度

平成30年3月
山形県高畠町

目次

I	計画の背景	1
1	国・県の動向	1
2	高畠町の動向	2
II	基本的事項	4
1	計画の目的	4
2	計画期間	4
3	基準年度	4
4	関連計画との位置づけ	4
5	対象範囲	5
III	温室効果ガス排出量の把握	7
1	温室効果ガス排出量の算定方法	7
2	温室効果ガス排出量の推移	8
3	施設別の温室効果ガスの排出状況（2016（平成28）年度）	9
4	公用車使用に伴う温室効果ガスの排出状況（2016（平成28）年度）	11
IV	基本方針と削減目標	12
1	目標達成に向けた基本方針	12
2	温室効果ガス排出量の削減目標	13
3	削減目標達成に向けた取組方針	15
V	具体的な取り組み項目	17
1	施設管理に伴う取り組み	17
2	共通の取り組み	19
2	目標達成に向けたロードマップ	23
VI	計画の推進	24
1	推進・点検体制	24
2	進行管理の内容・方法	26
4	職員に対する研修等	26
5	進捗状況の公表	26

I 計画の背景

1 国・県の動向

(1) 国の動向

2015（平成27）年にパリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）では、気候変動に関する2020（平成32）年以降の新たな国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。

これを受けて国では、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」などに基づき、「地球温暖化対策計画（2016（平成28）年閣議決定）」を策定しています。

「地球温暖化対策計画」では、2030（平成42）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを目標としています。そのうち、「業務その他部門」については約40%削減とする特に高い目標が掲げられ、当該計画に基づく地球温暖化対策の更なる推進が求められています。

表 I-1 地球温暖化対策計画における二酸化炭素の各部門の排出量の目安

単位：百万 t-CO ₂	2005 年度 実績	2013 年度 実績	2030 年度の 各部門の排出量の目安
エネルギー起源 CO ₂	1,219	1,235	927
産業部門	457	429	401
業務その他部門	239	279	168
家庭部門	180	201	122
運輸部門	240	225	163
エネルギー転換部門	104	101	73

※平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画-別添資料1より

(2) 県の動向

山形県では、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災を契機とするエネルギー政策の抜本的な見直しの動きなど、環境面における大きな状況の変化と、それに伴う様々な課題に対応していくため、2012（平成24）年3月に「山形県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

その後、パリ協定の発効や国の「地球温暖化対策計画」の策定など、国内外の動向が大きく変化したことから、温室効果ガス削減目標や取り組むべき施策等について、2017（平成29）年3月に中間見直しを行い、現在は「山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】」に基づき、低炭素社会の構築に向けた県民協同による地球温暖化対策を推進しています。

また、県は、県内の社会経済活動において大きな位置を占める事業者及び消費者としての立場から、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく「山形県環境保全率先実行計画」を策定し、県の事務事業全般にわたり、環境負荷の低減に率先して取り組むことにより温室効果ガスの排出抑制等を推進してきました。現在は、これまでの取り組みの成果等を踏まえ2016（平成28）年3月に策定された「山形県環境保全率先実行計画（第4期）～“もったいない”やまがたエコオフィスプラン～」に基づき、県のすべての機関において、その事務事業における環境負荷の低減に取り組んでいます。

「山形県環境保全率先実行計画（第4期）」の概要	
○計画期間：2016（平成28）年度から2020（平成32）年度（5カ年間）	
○目標	
温室効果ガス総排出量に関する目標	2020（平成32）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガスを10%削減
個別の措置の目標 （2020年度における2013年度比）	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、軽油・・・7%削減 ・灯油、重油、ガス・・・7%削減 ・電気使用量・・・7%削減 ・水道使用量・・・7%削減 ・用紙類使用量・・・7%削減 ・廃棄物排出量・・・7%削減
○温室効果ガス排出量の削減に向けた取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎における電気使用量の抑制等 ・燃料等の使用量の節減 ・用紙類の使用量の削減 ・廃棄物の量の削減、分別収集によるリサイクルの推進等 ・環境に配慮した購入・契約の推進 ・エコオフィス運動等 	

2 高畠町の動向

(1) 高畠町の取組

高畠町では、2013（平成25）年3月に、高畠町環境基本条例に基づき、「高畠町環境基本計画」を策定しており、地球温暖化に関しては、再生可能エネルギーの導入や公共交通の整備、エコドライブなどの公共交通・自動車に関する取り組みがプロジェクトとして掲げられています。

(2) 高畠町役場の取組

1998（平成10）年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が制定され、国、地方自治体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量削減のための措置等に取り組むよう義務づけられました。

これを受け、高畠町では、2011（平成23）年3月に「高畠町地球温暖化防止実行計画（2012（平成24）年3月一部改訂）」（以下「1次計画」という。）を策定、高畠町の事務及び事業（以下「事務・事業」という。）における地球温暖化対策を推進してきました。

その結果、2015（平成27）年度における高畠町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、2007（平成19）年度比で0.8%減少しましたが、目標とする削減量は達成しませんでした。1次計画では、再生可能エネルギー（木質ボイラー等）の導入を検討したものの、実際には導入に至らなかった施設が多かったこと、環境マネジメントシステムの対象外施設でPDCAサイクルによる進行管理体制が構築できなかったこと等が要因として挙げられます。

このたび、1次計画の計画期間が満了していることや2016（平成28）年度に策定された国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、町有施設におけるエネルギー管理を強化するとともに、実行計画の進捗管理を確実に進めていくための体制を整備し、より実効性の高い地球温暖化対策を推進していくため、新たに「第2次高畠町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(3) 高畠町地球温暖化防止実行計画（平成24年3月改訂版）の概要と目標達成状況

高畠町地球温暖化防止実行計画の概要と目標達成状況			
○計画期間：2011（平成23）年度～2015（平成27）年度（5年間）			
○対象範囲：高畠町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。ただし、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外とする。			
○削減目標			
	基準年度排出量 2007（平成19）年度	削減 目標	目標年度排出量 2015（平成27）年度
二酸化炭素 （CO ₂ ）	5,448,659 kg-CO ₂	13%	4,740,000 kg-CO ₂
※消防業務の広域化を反映した平成24年度からの目標			
◆温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組			
直接的取組	<ul style="list-style-type: none"> 取組を行うことにより、二酸化炭素の排出削減に直接結びつく取組 電気や燃料の使用等、エネルギーの使用に直接関わる取組 温室効果ガスの排出量が把握できる取組 		
間接的取組	<ul style="list-style-type: none"> 使用済用紙の再利用、再生紙の使用、節水等、エネルギーの使用に関わらない取組 取組そのものが電気や燃料の使用に直結しないため、温室効果ガスの排出量が把握できない取組 		
○目標達成状況			
	基準年度排出量 2007（平成19）年度	目標年度排出量（実績） 2015（平成27）年度	削減 実績
二酸化炭素 （CO ₂ ）	5,448,659 kg-CO ₂	5,405,069 kg-CO ₂	▲0.8%
※目標未達成の要因			
<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム対象外施設における温室効果ガス排出量の増加 再生可能エネルギー（ペレットボイラー等）設備の導入未実施 			

(4) 1次計画からの変更点

1次計画の対象範囲は、高畠町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象としていますが、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外としています。

本計画では、指定管理者制度等により、運営を外部委託している施設も対象範囲に含めて温室効果ガス排出量の削減を目指します。

Ⅱ 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、高畠町の事務・事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定される計画であり、本計画に基づき、高畠町の事務・事業に関する地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画期間

2016（平成28）年に策定された国の「地球温暖化対策計画」に基づき、計画期間を2018（平成30）年度から2030（平成42）年度とします。

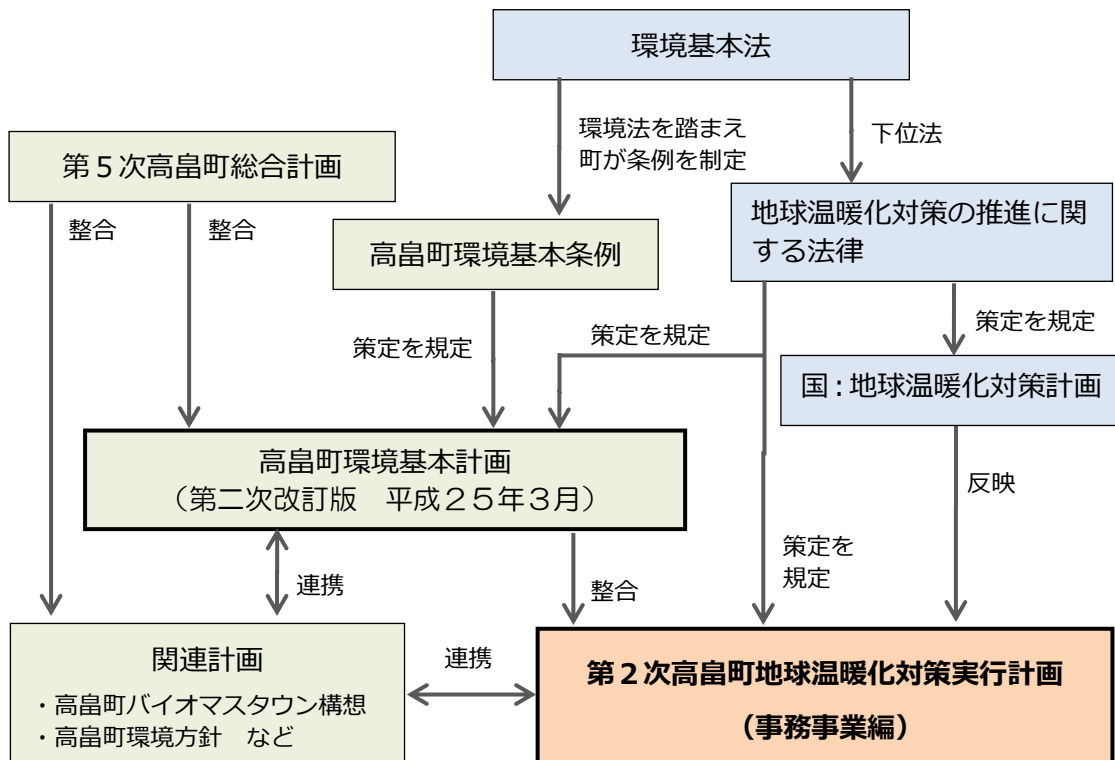
また、本計画は個別施設ごとの長寿命化計画を定めた「高畠町個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）と整合を図りながら取組を進めるため、個別施設計画の見直し年度である2023（平成35）年度及び2028（平成40）年度に計画の見直しを行います。

3 基準年度

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス排出削減目標の基準年度と整合させるため、本計画の基準年度は、2013年度（平成25年度）とします。

4 関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策実行計画の事務事業編と区域施策編のうち事務事業編を定めるもので、根拠法及び国の計画、また高畠町の上位関連計画等に基づいて策定します。



図Ⅱ-1 関連計画との位置づけ

5 対象範囲

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項において規定されている表Ⅱ-1の7種類の温室効果ガスのうち、高畠町の事務・事業により排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を対象とします。

表Ⅱ-1 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	概要	地球温暖化係数 ^{※1}	排出量の算定対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出されます。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出されます。	1	○
メタン（CH ₄ ）	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出されます。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出されます。	25	○
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出されます。	298	○
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出されます。	12～14,800	○
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	73,690～17,340	-
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	22,800	-
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられています。	17,200	-

※1 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（最終改正：2016（平成28）年5月27日政令第231号）」第四条によります。

(2) 対象とする施設等の範囲

本計画の対象範囲は、高畠町が実施する全ての事務・事業を対象とします。
対象とする施設は、町有施設55施設とします。

表Ⅱ-2 対象施設

No.	施設名称	No.	施設名称
001	高畠病院	029	図書館
002	太陽館	030	旧第一中学校
003	文化ホール	031	旧第三中学校
004	高畠中学校	032	旧第四中学校
005	水道施設	033	上和田交流館
006	役場庁舎	034	二井宿保育園
007	むくどりの夢館温もりの湯	035	屋代地区公民館
008	高畠小学校	036	和田地区公民館
009	中央公民館(体育館・武道館含む)	037	郷土資料館
010	和田小学校	038	公衆便所(商工観光課管理)
011	糠野目小学校	039	亀岡地区公民館
012	浜田広介記念館	040	二井宿地区公民館
013	竹森時沢農業集落排水処理施設	041	多目的屋内運動場
014	げんき館	042	道路照明
015	二井宿小学校	043	農業集排施設マンホールポンプ
016	総合交流プラザ	044	中央公園
017	道の駅たかはた総合観光案内施設	045	公園(建設課管理)
018	亀岡小学校	046	旧屋代小学校
019	下水道マンホールポンプ	047	まほろばの緑道
020	なかよし保育園	048	電気自動車急速充電施設
021	糠野目生涯学習センター	049	公園(商工観光課管理)
022	斎場	050	創造の館(神社前公衆便所含む)
023	和田保育園	051	埋蔵文化財収蔵施設
024	屋代小学校	052	公衆便所(建設課管理)
025	屋代児童館	053	二井宿活性化センター
026	中和田農業集落排水処理施設	054	安久津八幡延年の館
027	考古資料館	055	消防ポンプ庫
028	ゆうきの里さんさん		

Ⅲ 温室効果ガス排出量の把握

1 温室効果ガス排出量の算定方法

2017（平成29）年3月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに、地球温暖化対策推進法施行令で定める方法により算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。

活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（活動量）に、排出係数を乗じることにより算定します。

【温室効果ガス排出量の算定式】

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \sum \text{物質別排出量} \times \text{地球温暖化係数}$$

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量(電気以外)} = \sum \text{区分別活動量} \times \text{区分別の排出係数} \times 44/12^{*1}$$

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量(電気)} = \sum \text{区分別活動量} \times \text{電気事業者別排出係数}^{*2}$$

※1 二酸化炭素分子1個の炭素原子1個に対する重量の比。燃料中の炭素原子1個につき二酸化炭素分子1個が発生するという比例関係を踏まえ、炭素の量を基に二酸化炭素の量を割り戻すべく、44/12を乗じる。

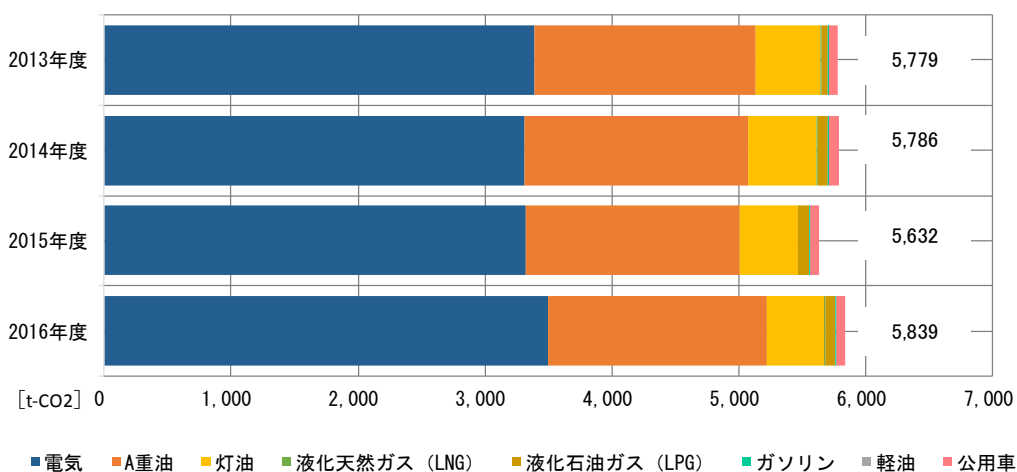
※2 毎年告示（改正）される温対法施行令第3条第1項第1号口の規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の告示（平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号）に基づく排出係数

図Ⅲ-1 温室効果ガス排出量の算定式

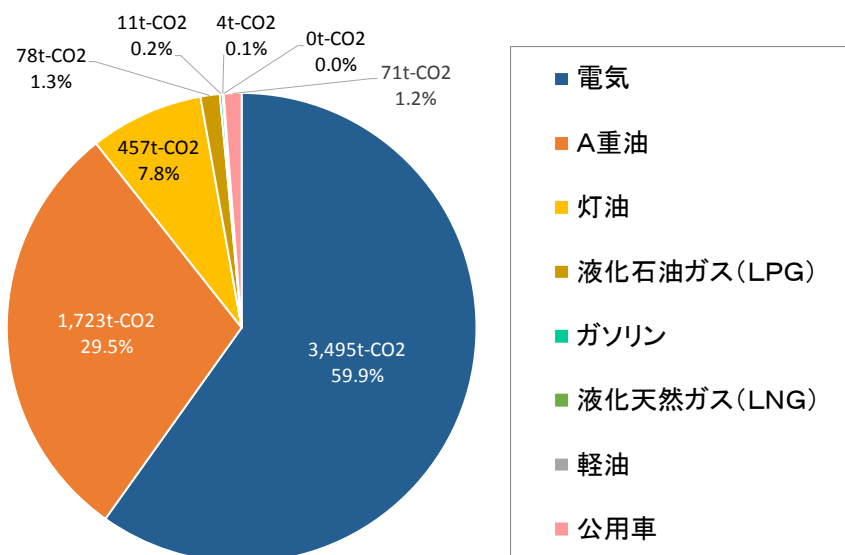
2 温室効果ガス排出量の推移

近年、町の事務・事業から排出されている温室効果ガス総排出量の推移は、ほぼ横ばい状態にあります。

2016（平成28）年度の温室効果ガス総排出量は5,839 t-CO₂で、基準年度（2013年度）と比較し、1.0%増加しています。排出要因別にみると電気の使用に伴う排出量が全体の59.9%を占め、次いでA重油 29.5%、灯油 7.9%となっており、この3項目で、全体の約97.2%を占めています。



図Ⅲ-2 排出要因別の温室効果ガス排出量の推移



図Ⅲ-3 排出要因別の温室効果ガス排出割合（2016年度）

3 施設別の温室効果ガスの排出状況（2016（平成28）年度）

エネルギー利用状況が類似する施設用途別※に、町有施設55施設の温室効果ガス排出状況を整理しました（表Ⅲ-1～表Ⅲ-5）。全体の特徴として「高島病院」からの温室効果ガスが突出して多く、町有施設全体の38%を占めている状況です（表Ⅲ-4）。
 ※施設用途分類は、環境省地球温暖化対策実行計画（事務事業編）マニュアルP I-8を参考としています。

表Ⅲ-1 施設用途別の温室効果ガス排出量（事務所等）

No	施設名	管理部署	建築年数	延床面積 [m ²]	2016年度CO ₂ 排出量[t-CO ₂]								CO ₂ 排出 量合計	原単位[t- CO ₂ /m ²]
					電気	A重油	灯油	液化天然 ガス (LNG)	液化石油 ガス (LPG)	ガソリン	軽油			
006	役場庁舎	総務課	49	4,210	126.20	161.76	1.52	0.00	1.25	0.00	0.00	290.72	0.07	
009	中央公民館	社会教育課	45	1,827	100.45	0.00	15.40	0.00	0.24	0.00	0.00	116.09	0.06	
014	げんき館	健康長寿課	20	1,553	48.71	0.00	27.39	0.00	0.00	0.00	0.00	76.10	0.05	
017	道の駅たかはた総合観光案内施設	商工観光課	17	226	59.12	0.00	1.82	0.07	0.00	0.00	0.00	61.01	0.27	
021	糠野目生涯学習センター	社会教育課	18	1,085	33.57	0.00	15.40	0.00	0.21	0.00	0.00	49.18	0.05	
033	上和田交流館	社会教育課	20	559	5.11	0.00	5.95	0.00	0.12	0.05	0.00	11.22	0.02	
035	屋代地区公民館	社会教育課	5	790	6.54	0.00	1.56	0.00	0.16	0.00	0.00	8.26	0.01	
036	和田地区公民館	社会教育課	37	611	4.28	0.00	3.45	0.00	0.02	0.00	0.00	7.75	0.01	
039	亀岡地区公民館	社会教育課	40	510	3.22	0.00	2.04	0.00	0.10	0.00	0.00	5.36	0.01	
040	二井宿地区公民館	社会教育課	28	428	2.47	0.00	2.41	0.00	0.16	0.00	0.00	5.03	0.01	
053	二井宿活性化センター	農林振興課	21	179	0.42	0.00	0.28	0.00	0.02	0.00	0.00	0.71	0.00	

表Ⅲ-2 施設用途別の温室効果ガス排出量（学校等）

No	施設名	管理部署	建築年数	延床面積 [m ²]	2016年度CO ₂ 排出量[t-CO ₂]								CO ₂ 排出 量合計	原単位[t- CO ₂ /m ²]
					電気	A重油	灯油	液化天然 ガス (LNG)	液化石油 ガス (LPG)	ガソリン	軽油			
004	高島中学校	教育総務課	1	12,683	363.65	0.00	1.14	0.00	0.80	0.90	0.00	366.48	0.03	
008	高島小学校	教育総務課	38	7,253	68.44	0.00	57.27	0.00	4.22	0.09	0.00	130.02	0.02	
010	和田小学校	教育総務課	41	4,051	43.21	59.62	8.08	0.00	3.10	0.36	0.00	114.36	0.03	
011	糠野目小学校	教育総務課	13	5,650	65.77	0.00	37.29	0.00	3.84	0.17	0.00	107.07	0.02	
015	二井宿小学校	教育総務課	22	3,036	38.96	0.00	21.11	0.00	5.93	0.23	0.00	66.24	0.02	
018	亀岡小学校	教育総務課	42	2,850	30.75	0.00	18.78	0.00	5.54	0.28	0.00	55.35	0.02	
020	なかよし保育園	福祉こども課	11	965	39.80	0.00	0.46	0.00	9.56	0.00	0.00	49.81	0.05	
023	和田保育園	福祉こども課	39	1,061	14.82	0.00	19.80	0.00	10.56	0.00	0.00	45.18	0.04	
024	旧屋代小学校	教育総務課	46	-	31.80	0.00	6.53	0.00	5.47	0.09	0.08	43.97	-	
025	屋代児童館	福祉こども課	8	1,236	37.60	0.00	0.00	0.00	3.67	0.00	0.00	41.27	0.03	
030	旧第一中学校(校舎)	総務課	59	4,717	17.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.46	0.00	
031	旧第三中学校(校舎)	総務課	59	4,044	14.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.64	0.00	
032	旧第四中学校(校舎)	総務課	35	3,568	13.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.18	0.00	
034	二井宿保育園	福祉こども課	28	432	6.16	0.00	4.00	0.00	0.34	0.00	0.00	10.50	0.02	
046	屋代小学校	教育総務課	32	5,044	2.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.13	0.00	

表Ⅲ-3 施設用途別の温室効果ガス排出量（集会所等）

No	施設名	管理部署	建築年数	延床面積 「m2」	2016年度CO2排出量[t-CO2]								CO2排出 量合計	原単位[t- CO2/m2]
					電気	A重油	灯油	液化天然 ガス (LNG)	液化石油 ガス (LPG)	ガソリン	軽油			
002	太陽館	商工観光課	25	1,233	199.78	140.92	93.64	4.24	0.00	0.00	0.00	438.58	0.36	
003	文化ホール	社会教育課	24	3,703	313.95	70.96	0.00	0.00	0.23	0.28	0.00	385.42	0.10	
007	むくどりの夢館温もりの湯	商工観光課	25	270	58.83	110.16	4.79	0.00	0.00	0.00	0.00	173.79	0.64	
012	浜田広介記念館	社会教育課	28	1,532	52.49	0.00	47.23	0.00	0.00	1.15	0.00	100.88	0.07	
016	総合交流プラザ	社会教育課	10	6,563	59.90	0.00	1.25	0.00	0.00	0.00	0.00	61.15	0.01	
027	考古資料館	社会教育課	24	-	29.94	3.79	1.58	0.00	0.00	0.00	0.00	35.31	-	
028	ゆうきの里さんさん	農林振興課	2	218	13.98	0.00	6.28	0.00	0.93	0.52	0.00	21.70	0.10	
029	図書館	社会教育課	35	549	10.77	0.00	10.10	0.00	0.06	0.00	0.00	20.93	0.04	
037	郷土資料館	社会教育課	38	704	5.92	0.00	1.48	0.00	0.00	0.00	0.00	7.40	0.01	
041	多目的屋内運動場	社会教育課	28	977	4.66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.66	0.00	
050	創造の館	社会教育課	19	340	1.57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.57	0.00	
051	埋蔵文化財収蔵施設	社会教育課	11	375	1.16	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	1.25	0.00	
054	安久津八幡延年の館	社会教育課	3	153	0.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.00	

表Ⅲ-4 施設用途別の温室効果ガス排出量（病院等）

No	施設名	管理部署	建築年数	延床面積 「m2」	2016年度CO2排出量[t-CO2]								CO2排出 量合計	原単位[t- CO2/m2]
					電気	A重油	灯油	液化天然 ガス (LNG)	液化石油 ガス (LPG)	ガソリン	軽油			
001	高島病院	高島病院総務課	21	9,485	1,033.14	1,175.60	0.00	0.00	20.94	6.71	0.00	2,236.38	0.24	

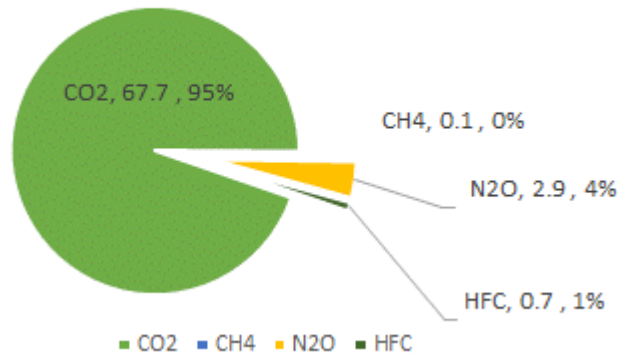
表Ⅲ-5 施設用途別の温室効果ガス排出量（その他）

No	施設名	管理部署	建築年数	延床面積 「m2」	2016年度CO2排出量[t-CO2]								CO2排出 量合計	原単位[t- CO2/m2]
					電気	A重油	灯油	液化天然 ガス (LNG)	液化石油 ガス (LPG)	ガソリン	軽油			
005	水道施設	上下水道課	-	141	328.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	328.91	2.33	
013	竹森時沢農集排水施設	上下水道課	-	273	77.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	77.33	0.28	
019	下水道マンホールポンプ	上下水道課	-	-	52.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	52.04	-	
022	畜場	生活環境課	29	444	9.06	0.00	38.93	0.00	0.09	0.00	0.00	48.08	0.11	
026	中和田農集排水施設	上下水道課	-	154	36.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	36.44	0.24	
038	公衆便所(商工観光課管理)	商工観光課	36	8	5.57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.57	0.67	
042	道路照明	建設課	22	-	4.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.64	-	
043	農業集排水施設マンホールポンプ	上下水道課	-	-	4.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.09	-	
044	中央公園	建設課	35	-	2.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.69	-	
045	公園(建設課管理)	建設課	18	-	2.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.65	-	
047	まほろばの緑道	建設課	38	-	1.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.83	-	
048	電気自動車急速充電施設	総務課	-	3	1.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.71	0.57	
049	公園(商工観光管理課)	商工観光課	90	-	1.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.60	-	
052	公衆便所(建設課管理)	建設課	28	22	0.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.83	0.04	
055	消防ポンプ倉庫	総務課	-	38	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.29	0.01	

4 公用車使用に伴う温室効果ガスの排出状況（2016（平成28）年度）

公用車の使用では、燃料の燃焼により二酸化炭素（CO₂）が排出され、走行に伴い、メタン（CH₄）と一酸化二窒素（N₂O）が排出されます。またカーエアコンを使用することでハイドロフルオロカーボン（HFC）が大気中に漏出されます。

地球温暖化係数を用いて、二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガス排出量を CO₂ に換算した温室効果ガス排出状況を整理しました。2016 年度は全体で 71.4t-CO₂ の温室効果ガスを排出しており、燃料の燃焼による二酸化炭素（CO₂）が全体の 95% を占めています。



図Ⅲ-4 公用車使用に伴う温室効果ガス排出割合（2016 年度）

表Ⅲ-6 公用車使用に伴う温室効果ガス排出量（2016 年度）

排出要因	温室効果ガスの種類	排出量	単位
燃料の燃焼による温室効果ガス排出量	二酸化炭素（CO ₂ ）	67.7	t-CO ₂
走行に伴う温室効果ガス排出量	メタン（CH ₄ ）	0.1	t-CO ₂
	酸化二窒素（N ₂ O）	2.9	t-CO ₂
カーエアコン使用による温室効果ガス排出量	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	0.7	t-CO ₂
合計		71.4	t-CO ₂

IV 基本方針と削減目標

1 目標達成に向けた基本方針

(1) 省エネルギーの推進

高畠町の事務・事業において、今後、温室効果ガスの排出量を削減していくためには、省エネルギーの推進は必要不可欠です。温室効果ガスの排出状況を踏まえると、特に排出量の割合が高い電気やA重油の使用による排出量を削減していく必要があります。

高畠町においては、2017（平成29）年度に、町有施設の省エネ診断を5施設、簡易省エネ診断を10施設実施しており、診断結果を踏まえ、設備更新や運用改善などの省エネルギー対策を重点的に実施し、効率的・効果的な省エネルギーを推進していきます。

なお、設備更新時には、トップランナー方式に適合した製品またはL2-Tech 認証製品を積極的に採用していきます。

さらに、ランニングコストの削減により投資回収が図れる設備に関しては、民間の資金やノウハウ等を活用した実施方策についても検討し、積極的な設備更新を図ります。

設備更新後の結果を参考にしながら、他の施設の省エネルギー対策の検討を図り、高畠町の公共施設全体で、省エネルギーの取組みを推進します。

(2) 再生可能エネルギーの導入

国の「地球温暖化対策計画」や高畠町の「環境基本計画（第二次改訂版 平成25年3月）」においては、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用が温室効果ガス削減に向けた取組等として位置づけられています。

国の目標（「業務その他部門」における二酸化炭素の排出量を2013（平成25）年度比で40%削減）を達成していくため、省エネルギーの推進とあわせ、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

導入に際しては、民間の資金やノウハウ等を活用した実施方策についても積極的に検討していきます。

(3) カーボン・マネジメントの推進

今後、温室効果ガスを削減していくためには、日常的な取り組みによる削減も重要となります。

高畠町においては、すでに2001（平成13）年度から、ISO14001に適合した環境マネジメントシステム（2014（平成26）年度からは、ISO14001をベースとした独自システムに移行）を取り入れて、地球温暖化に関わる取り組みを推進しています。

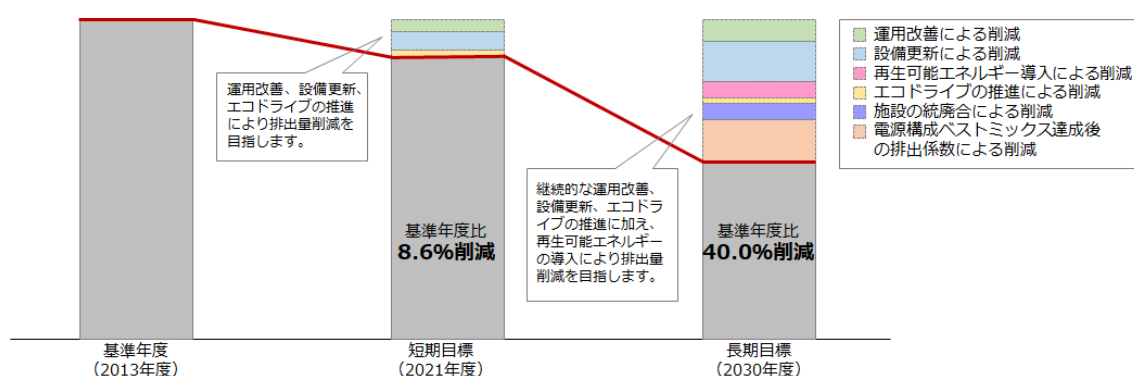
本計画においては、環境マネジメントシステムなどを踏まえ、本計画の推進体制、進捗管理方法等を見直し、役割分担を明確にすることで、職員の省エネルギーに対する意識向上を図るとともに、取組内容の定期的な評価・改善等を行い、より実効的な計画の推進を図ります。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」で示される民生業務部門の計画目標に準じ、高島町の実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出量を2030（平成42）年度までに、2013（平成25）年度比で温室効果ガスを40%削減することを目標とします。また、2021（平成33）年度までに8.6%削減することを短期目標とします。

表Ⅳ-1 温室効果ガス排出量の削減目標

目標年度	温室効果ガス排出量
2013（平成25）年度 基準年度 実績値	5,779 t-CO ₂
2021（平成33）年度 目標排出量（短期目標）	5,279 t-CO ₂ (8.6%削減)
2030（平成42）年度 目標排出量（長期目標）	3,466 t-CO ₂ (40.0%削減)

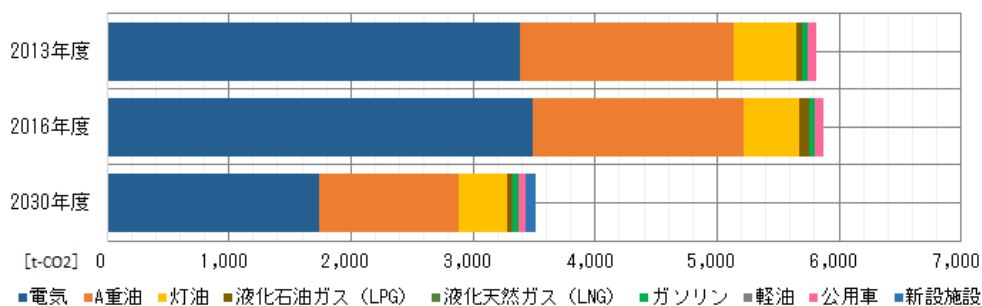


図Ⅳ-1 削減目標の達成イメージ

表Ⅳ-2 温室効果ガス削減対策の削減見込量

削減対策	削減見込量	基準年度比
2016年度までの取組結果	-60 t-CO ₂ (※増加)	-1.0%
目標年度までに新設・改修される施設において想定される排出量	-78 t-CO ₂ (※増加)	-1.4%
施設の統廃合による削減	354 t-CO ₂	6.1%
運用改善による削減	279 t-CO ₂	4.8%
設備更新による削減	805 t-CO ₂	13.9%
再生可能エネルギーの導入による削減	130 t-CO ₂	2.3%
エコドライブの推進による削減	8 t-CO ₂	0.1%
電源構成のベストミックス達成後の排出係数による削減	875 t-CO ₂	15.1%
合計	2,313 t-CO ₂	40.0%

目標達成時におけるエネルギー種別の温室効果ガス排出量想定は、図IV-2及び表IV-3のとおりです。



図IV-2 エネルギー種別温室効果ガス排出量の想定

表IV-3 エネルギー種別温室効果ガス排出量の想定

年度	2013年度	2016年度	2030年度
電気	3,389	3,495	1,740
A重油	1,747	1,723	1,143
灯油	510	457	392
液化石油ガス (LPG)	50	78	45
液化天然ガス (LNG)	3	4	4
ガソリン	44	45	44
軽油	0	0	0
公用車	70	71	54
新施設における排出量想定	—	—	78
合計	5,779	5,839	3,466
温室効果ガス総排出量削減率 (基準年度比)	100.0%	101.0%	60.0%

3 削減目標達成に向けた取組方針

(1) 取組の体系

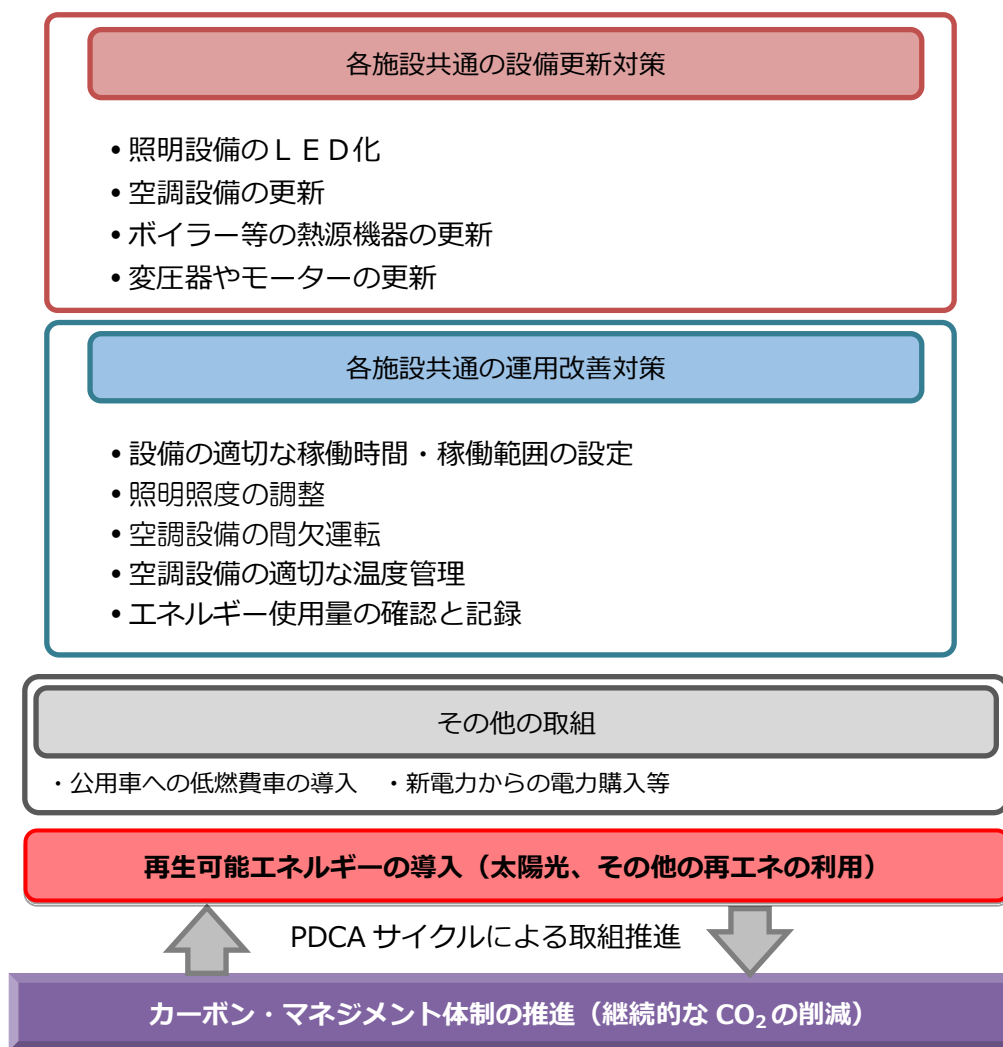
高島町が行う取組を定めるにあたり、高島町の事務・事業に関わる施設における設備更新対策・運用対策に関する取組を定めます。

対象とする施設は町有施設55施設とし、今後の状況（施設の統廃合等）に応じて順次設備・機器の更新等を行っていきます。

特に、カーボン・マネジメント推進体制では、事務・事業全般にわたる節電・省エネルギー対策に関して、PDCA サイクルを実施し、継続的改善を目指します。

高島町では、これまで設備更新対策・運用対策で温室効果ガス排出量の大幅な削減を図ってきていますが、今後も両対策に重点を置き、各種の取組を推進します（図IV-3参照）。

各施設で取り組む運用対策は、カーボン・マネジメント推進体制の一環として進めることで、効果の最大化を図ります。



図IV-3 高島町の取組体系

(2) 重点施策

「設備更新」、「運用改善」、「再エネ導入」の取組みを重点対策として推進します。

表Ⅳ-1 重点施策

対策区分	対策項目	内容
設備更新	照明設備の LED 化	施設の稼働が高く、投資回収が見込まれる照明設備を重点的に LED に更新することで省エネを図ります。
	空調設備更新	パッケージエアコン等空調設備を省エネ効果の高いトップランナー方式に適合した製品やL2-Tech 認証製品の機器に更新することで省エネを図ります。 また、熱源方式の見直しにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
運用改善	設備の適切な稼働時間・稼働範囲の設定	設備のスイッチごとの稼働範囲の表示、季節・時間帯ごとに稼働時間の調整、こまめな電源の ON・OFF を行い、無駄な稼働時間を削減することで省エネを図ります。
	照明照度の調整	照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等により省エネを図ります。
	空調設備の間欠運転	従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転することで、省エネを図ります。
	空調設備の適正な温度設定管理	過度な冷暖房の運用を避け、室内の温度を測定しながら適正な温度管理を行います。
	空調設備の点検・清掃	エアコンのフィルターや空調室外機（フィンコイル）を清掃することで、空調機の運転効率の向上を図ります。また、中間期等の未使用期間は主電源を OFF にします。
	温度計測・CO ₂ 濃度計測器によるモニタリング	温度・CO ₂ 濃度のモニタリングにより空調利用状況が適正か把握します。また、職員の体験型の実習として定期的なモニタリングを実施します。
	エネルギー使用量の確認と記録	燃料使用量等の確認及び記録を行い、設備の適正な運用と省エネルギーへの普及啓発を図ります。
	カーテン等による日射の調整	カーテン等により日射を調整します。
再エネ導入	太陽光発電設備の導入	保守性や耐荷重の面から設置の可能性が高い太陽光発電設備を積極的に導入します。また民間活力を活用した導入を検討します。
	バイオマス燃料設備の導入	バイオマス燃料を活用した設備を検討し、積極的に導入します。

V 具体的な取り組み項目

1 施設管理に伴う取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、施設の管理に伴う具体的な取り組みとして、次のような取り組みを実行します。

(1) 施設設備の更新等に関する取組

配慮項目	取組内容
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ○照明の LED を推進します。 ○屋外照明の LED 化を推進します。 ○再生可能エネルギーを活用した外灯の導入を検討します。 ○人が常駐しない場所（トイレ等）には、センサー式照明の導入を検討します。 ○点灯場所を細かく制御できるよう、照明スイッチの細分化を検討します。 ○乳白色カバーやルーバーの付いていない照明器具や照明率の良い反射傘付きの器具の使用を検討します。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ○設備の新設、更新時は省エネ効果の高いトップランナー方式に適合した製品や L2-Tech 認証製品の機器を導入します。 ○熱源方式の見直しにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります。 ○空調の総合効率を把握できるよう BEMS の導入を検討します。
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ○設備の新設、更新時は潜熱回収方式、ヒートポンプシステムを含めた高効率給湯システムや高効率ボイラーの採用を検討します。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ○燃費性能の優れた自動車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等）を導入します。 ○電気自動車に再生可能エネルギーを電源とする電気を使用するよう検討します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の改修時は、以下のとおり省エネ・省資源に配慮した建築計画に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・外光を取り入れるなど照明を抑制します。 ・二重サッシなど開口部の気密性・断熱性を向上します。 ・断熱材の効果的な利用、通風に優れた構造を採用します。 ・照明の点灯場所を細かく制御できるよう、照明スイッチを細分化することを検討します。

(2) 施設設備の運用改善・保守に関する取組

配慮項目	取組内容
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ○照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等により省エネを図ります。 ○季節・時間帯ごとに稼働時間を調整します。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ○従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転します。 ○過度な冷暖房の運用を避け、室内の温度を測定しながら適正な温度管理を行います。 ○エアコンのフィルターや空調室外機(フィンコイル)を清掃し、空調機の運転効率の向上を図ります。 ○中間期等の未使用期間は主電源を OFF にします。
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ○給湯温度は、放熱防止のため支障のない範囲で低めに設定します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーの管理標準を策定し、全施設において効果的な運用管理を推進します。 ○温度・CO₂濃度のモニタリングにより空調利用状況が適正か把握します。 ○職員の体験型の実習として定期的なモニタリングを実施します。 ○燃料使用量等の確認及び記録を行い、設備の適正な運用と省エネルギーへの普及啓発を図ります。

(3) 再生可能エネルギーの導入に関する取組

配慮項目	取組内容
太陽光発電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の改修等にあわせて太陽光発電設備を積極的に導入します。
バイオマス燃料設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○既存のペレットストーブ、ペレットボイラーを活用します。 ○設備の更新に併せて、バイオマス燃料を活用した設備の導入を検討します。

2 日常業務での取り組み

施設の管理に伴う具体的な取り組みのほか、日常業務において次のような取り組みを実行します。

なお、取組内容については、削減効果を数値で評価するため、以下の定義により、温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与するもの（エネルギー消費によるもの）と間接的に関与するもの（用紙の使用制限、節水、物品の購入制限など）とに区分します。

温室効果ガス削減目標は、直接関係するもの「直接的取組」により削減することで達成するものと位置づけます。

表V-1 直接的取組と間接的取組の定義

区分	定義
直接的取組	<ul style="list-style-type: none"> 取組を行うことにより、温室効果ガスの排出削減に直接結びつくもの 電気や燃料の使用等、エネルギーの使用に直接関わるもの 温室効果ガスの排出量が把握できるもの
間接的取組	<ul style="list-style-type: none"> 使用済用紙の再利用、再生紙の使用、節水等、エネルギーの使用に関わらないもの 取組そのものが電気や燃料の使用に直結しないため、温室効果ガスの排出量が把握できないもの

(1) 温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取り組み（直接的取組）

配慮項目		取組内容
電気	電気製品 (OA機器等)	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコンは、電源設定をECOモードで使用します。 ○コピー機の省電力（余熱）モードのある機種については、業務に支障のない程度に利用します。 ○不要時（席を30分以上空ける時等）はOA機器等の電源をこまめに切ります。特に共用しているOA機器は注意して行います。 ○業務以外で公用パソコンを使用しません。 ○業務終了の際には、待機電力をカットするため、コンセントを抜くかエコタップを活用します。 ○（学校）電気製品は、使うときだけコンセントを入れます。
	冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ○気温に応じてクールビズ、ウォームビズを行います。 ○夏季には翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時にブラインド、カーテンを閉めます。 ○冷房使用時の室内温度設定は28℃以上、暖房は23℃とします。 ○運転時間は、午前8時10分から午後5時15分までとします。（但し、時間外に事務室、会議室を使用する場合は、管理者の許可を得て使用を認めます。） ○使用していない部屋等には、使用しません。 ○空調設備のフィルター清掃を定期的に行います。

配慮項目		取組内容
電気	照明	<p>○昼休み、未使用の会議室、トイレ、通路、ホール等の照明類の消灯を徹底します。(窓口の照明を除く。)</p> <p>○時間外は必要最低限の照明を使用にします。</p> <p>○(学校)教室を出るときは、必ず消灯します。</p> <p>○(学校)明るい日は給食・掃除時及び窓側、廊下の蛍光灯を消します。</p> <p>○照明器具を定期的に清掃・交換する等適正に管理し、照度を確保します。</p> <p>○照明スイッチに点灯範囲を表示し、無駄な点灯・消し忘れを防ぎます。</p>
A 重油、灯油	冷暖房	<p>○電気冷暖房の取組み内容に準じて節減に努めます。</p> <p>○灯油ストーブの使用を控えます。</p> <p>○こまめに給油状況を点検し、使用量を適正に把握します。</p>
ガソリン、軽油	自動車	<p>○エコドライブの徹底を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかに発進します。(最初の5秒で時速20km/hを目安に) ・車間距離は十分とり、一定速度での走行に努めます。 ・早めにアクセルから足を離し、エンジンプレーキで減速します。 ・エアコンの使用を控えます。 ・アイドリングストップを徹底します。 ・暖機運転は適切に行います。 <p>○出張時の公共交通機関利用と乗り合わせを徹底します。</p> <p>○自動車の点検を適切に行います。</p> <p>○半径500m以内の近距離は自転車等を使用します。</p> <p>○公用車の台数を適正に管理します。</p>
LPガス	給湯器	<p>○目的にあわせて設定温度をこまめに調整します。(洗い物は低め、夏場は水)</p> <p>○湯を沸かす時は給湯器のお湯から沸かします。</p> <p>○火力の調整を徹底します。(やかんから炎がはみ出ないように)</p> <p>○笛付きやかんやタイマー等を使用して、ガスの消し忘れやお湯の沸かしすぎを防ぎます。</p> <p>○ガス使用後は必ず種火を消し、元栓を閉めます。</p>
その他	施設の 新築、改修等	<p>○太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを活用した装置を数多く導入します。</p> <p>○断熱材の効果的な利用、通風に優れた構造を採用するなど、省エネルギーへの配慮に努めます。</p> <p>○省エネルギー型の材料及び機器を使用します。</p>
	その他	<p>○新規購入の際には、省エネルギータイプを選びます。</p> <p>○ノー残業デーを月3回(第1・第4水曜日、給料日)行い、徹底を図ります。</p>

配慮項目		取組内容
その他	その他	<p>○施設利用者に対しては、節約に努めるよう周知します。</p> <p>○貸館する場合は、使用人数、各部屋の稼働時間等を記録し、実態を把握します。</p> <p>○熱源機器（冷凍機・ボイラー等）の定期点検等適正管理を行い、エネルギー損失等を防ぎます。</p>

(2) 温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組（間接的取組）

配慮項目		取組内容
事務用紙等 使用量の削減		<p>○庁舎内の簡易な連絡文書等は、グループウェアの電子メールを利用します。</p> <p>○庁舎内の連絡文書等は、ミスコピー等の裏紙を使用します。</p> <p>○事務用紙のコピー及び印刷は、両面を使用します。</p> <p>○会議資料等は、内容を精査し、使用枚数を最小限にします。</p> <p>○各種文書は、各実行部門において極力共有化し、必要枚数のみを作成します。</p> <p>○必要量の事務用紙の払出しを受け、実行部門ごとに保管します。</p> <p>○事務用紙は、実行部門ごとに保管しているものを使用します。</p> <p>○パソコン等から印刷する際は、不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから行います。</p> <p>○FAXを送信する際には、可能な限り、表紙をつけないなど、必要最小限の枚数で行います。</p> <p>○庁内及び出先機関等へ送る封筒は、再利用の封筒を使用します。その際、封筒に宛名を記入する欄を設け、記入は鉛筆書きで再利用できるようにします。</p>
グリーン購入の推進		<p>○物品を購入する際には、「グリーン購入に係る指定物品一覧表」の基準に沿って、その必要性を十分に考慮し、次の方針に基づき、必要最小限の物品を購入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。 ・資源やエネルギーの消費が少ないこと。 ・資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。 ・長時間の使用ができること。 ・再使用が可能であること。 ・詰め替えやリサイクルが可能であること。 ・再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。 ・廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。 <p>○やむを得ず指定物品以外の物品を購入する際には、環境ラベリングが貼付された商品や環境対応商品等を優先的に選択し、購入するよう努めます。</p>

配慮項目	取組内容
廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○包装は、できるだけ断ります。 ○使い捨ての物品、容器等を購入しません。特に、会議や打ち合わせ等での弁当の容器、飲料の容器等は使い捨てでないものを使用します。 ○再利用により安易に廃棄しません。不要となったものでも修理等で再利用を心がけます。 ○廃棄する場合は、可能な限り再生資源物とし、再生不能なもののみ廃棄物として排出します。 ○私的な飲食等で出たごみは、各自持ち帰るとともに、家庭内分別を行い、リサイクルに努めます。ただし、課内共用等の飲食物(コーヒーの空びん、お茶の袋等)は除く。 ○実行部門ごとに部門独自の削減手段を設定し、実施します。
節水	<ul style="list-style-type: none"> ○節水を励行します。 ○蛇口を開けっ放しにしません。 ○トイレ用擬音装置を使用するなどして、何度も水を流しません。 ○定期的に水道メーターを確認し、漏水の有無を確認します。
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の緑化を推進します。

2 目標達成に向けたロードマップ

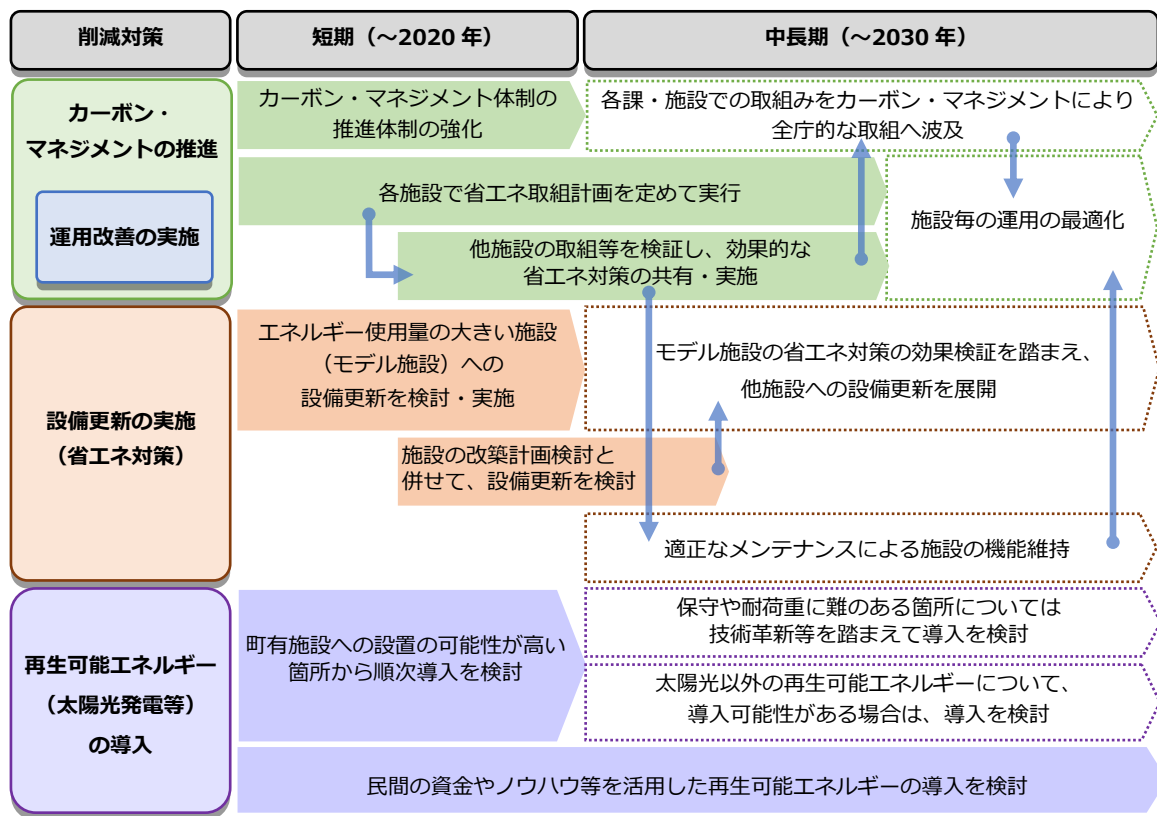
「カーボン・マネジメントの推進」、「設備更新の実施」、「再生可能エネルギーの導入」を3本の柱として、温室効果ガス削減対策を推進します。

「カーボン・マネジメントの推進」では、マネジメント体制を今回新たに構築・強化し、各課・施設での取り組みから全庁的な取り組みへと波及させ、2030年まで取り組みを継続します。

「設備更新の実施」では、短期的にエネルギー使用量の大きい施設を対象に、設備更新を検討・実施し、温室効果ガス排出量の削減効果を測ります。その結果を踏まえながら、他施設の設備更新について中長期的に取組みます。なお、設備更新の実施時期は、個別施設計画による施設の更新等検討時に併せて検討していきます。

「再生可能エネルギーの導入」では、保守面や構造面から太陽光発電の導入可能性が大きい設備を最優先として考え、中長期的に保守性難や耐荷重難の検討項目、また太陽光以外の再生エネの有効活用に取り組みます。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、民間の資金やノウハウ等の活用も検討しながら、導入を推進していきます。



図V-1 CO₂削減目標達成に向けたロードマップ

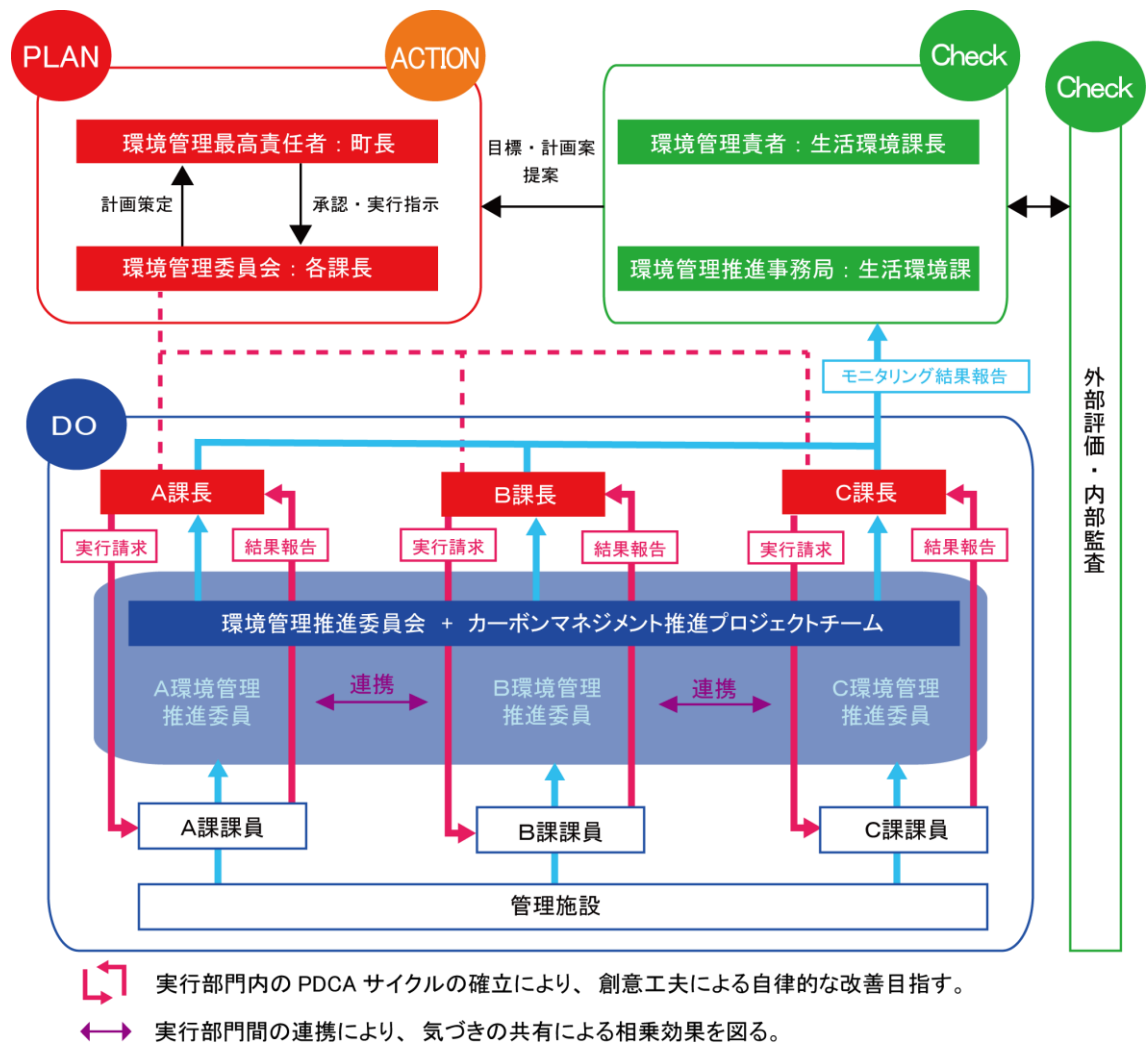
VI 計画の推進

1 推進・点検体制

(1) 地球温暖化対策推進組織

本計画は、環境管理委員会と環境管理推進委員会、事務局が連携し、組織的かつ継続的に取組みを推進できる庁内体制を構築し推進していきます。

また、実行部門でのPDCAサイクルを強化するため、環境管理推進委員会とカーボン・マネジメント推進プロジェクトチームとを一体化した組織とし、各実行部門の枠を超えて、改善方策を検討する組織を構築します。



図VI-1 庁内の推進体制

(2) 計画の評価方法

環境管理最高責任者（町長）は、環境管理委員会と協議を行い計画策定案等について承認、実施指示を行います。

温室効果ガス排出量削減の目標達成に向け、各課長等で構成された環境管理委員会を実施します。環境管理事務局（環境管理課）からの報告・提案等を踏まえ、計画策定（見直し）等を行うとともに、環境管理最高責任者（町長）との協議、各課への情報供給・意思統一を図ります。

環境管理推進事務局（生活環境課）は、各課の取組状況の報告をとりまとめ、環境管理委員会へ行くほか、目標・計画案の提案等を行います。

庁内の各課から選出された比較的若手の職員で構成された環境管理推進委員は、環境管理推進委員会において、施設管理経験がある職員で構成されたカーボン・マネジメント推進プロジェクトチームの助言を受けながら取組状況等について評価・協議を行うとともに、協議内容及び取組事項を各課長に報告します。

各課の職員は、各課長の指示に従い、各施設の指定管理者等に取組実施の依頼・取組状況等の点検を行い、各施設の指定管理者は担当管理課に実施状況等の報告を行います。

表VI-1 各担当と組織の役割

担当者・組織	役割
町長	最高責任者
環境管理委員会	各課長で構成し、町長と調査・改善について協議を図り、各課の取組状況内容の共有と計画策定を行う。
各課の課長	各施設管理を担当する職員に対して、計画事項の実行請求を行い、実行結果の報告内容をモニタリングする。
環境管理推進委員会	比較的若手の職員で構成され、温室効果ガス削減に向けた取組の実行主体を担う。
カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム	施設管理経験がある職員等で構成され、環境管理推進委員会のメンバーに助言を行うと共に実行主体も担う。
各課の代表である推進委員	プロジェクトチームとして取組状況等について協議を行うとともに、協議内容及び取組事項を各担当職員に報告を行う。
各課の担当職員	プロジェクト員の指示に従い、各施設の指定管理者等に取組実施の依頼・取組状況等の点検を行う。
環境管理推進事務局	実行計画の目標達成状況を定期的に点検し、進捗状況の評価を行う。

2 進行管理の内容・方法

図VI-1に示すPLAN・DO・CHECK・ACTIONのPDCAサイクルで本計画の進行管理を行います。

各課の課長は、自部門における温室効果ガス排出量の削減目標に向けた計画を策定するとともに定期的に自部門の取組を評価し、改善指示を行います。各課の環境管理推進委員は、自部門における温室効果ガス排出量の削減目標に向けた計画に即して、省エネに関する実行計画を策定するとともに主体的に実行し、年度ごとに取組の評価を行い、各課長に報告します。

各課の課長はモニタリング結果として、環境管理推進事務局へ報告を行います。

点検頻度としては、初年度については3カ月ごと、それ以降は、半年もしくは1年に1度開催することとし、当初2年間の間に取組の醸成を図ります。

4 職員に対する研修等

職員に対する研修等は、高畠町環境マネジメントシステムの研修等とあわせ、一般職員（全職員、施設管理職員等）や新規採用職員に対して行います。

5 進捗状況の公表

「地球温暖化対策推進に関する法律」第21条の10項に基づき、計画の進捗状況、点検評価結果、温室効果ガス排出量については、毎年度取りまとめ、ホームページ及び広報誌等に掲載することで、公表します。

- ① カーボン・マネジメント方針
- ② 高畠町全体の温室効果ガス削減目標及び達成状況
- ③ その他最高責任者が必要と認めた事項